

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>○ 指 摘 事 項</p> <p>イ 内部統制上のルールの妥当性関連</p> <p>(ア) 随意契約のあり方を整理するべきもの</p> <p>本市において委託契約は、入札になじまないものとされてきた。しかし、入札になじまないものかという課題認識の下、入札可能な契約の洗い出しと入札実施に向けた検討を平成 24 年度から始め、庁内の契約実態調査や取扱い変更案の提示、変更案に対する意見集約を経て、平成 25 年 12 月 26 日に「委託契約に関する取扱いの変更について（通知）」が発出された。今日もこの通知の考え方に沿って競争による業者選定を進めている。</p> <p>集約された意見の中には「『見積合せ事務処理の手引』は手続が多く、全てを運用することは困難です」とするものもあり、そうした意見も踏まえて、平成 25 年 12 月 26 日通知の枠組みは、①予定価格が 100 万円を超え価格のみで競争可能なものは契約監理課において入札を実施すること、②予定価格が 100 万円を超える場合、自治令の要件に該当していることが前提であるが、見積合せによらざるを得ない場合は平成 26 年度については各局室区で「見積合せ事務処理の手引」により行うこと、③入札参加を希望する事業者は登録が必要であることを原課からも事業者にも周知し契約監理課も協同で取り組んでいくこと、となっている。</p> <p>平成 29 年度の財務定期監査においても、契約監理課で競争入札をする「その他請負契約」とせず、局で見積合せをする「委託契約」としていた事例があった。</p> <p>これは、平成 26 年度に限って見積合せが許容されていた案件について、平成 27 年度以降の取扱いが示されていないことに起因している。</p> <p>平成 30 年 2 月 1 日にはその他請負契約の</p>	<p>委託契約に関する包括外部監査の結果報告を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日に「委託契約における適正な契約事務の徹底について」を通知した。この通知では「委託事務の執行の適正化に関する要綱」を令和 2 年 4 月 1 日付にて改正し、民法に定める請負と準委任の考え方を踏まえた委託契約の類型を見直すことで、委託契約とその他請負契約の区分の適正化を図った。</p> <p>また、委託契約は事務処理を事業者に委ねることになり、事業者の能力や相互の信頼関係が重要となることから、一般的には地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号に該当することが多いと考えられるが、契約ごとに随意契約理由を整理しておく必要がある旨も合わせて周知している。</p>	<p>他の方法で対応</p>

平成 29 年度 財務定期監査（監査対象：内部統制の実施状況）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>類型を示した「委託契約における適正な契約事務の徹底について（通知）」が発出された。庁内の事務負担や執行体制を踏まえて、契約事務手続規程のその他請負契約の定義を通知に合わせたものとし、それ以外は委託契約に該当し自治令の要件に該当する特命随意契約と整理することも含めて検討すべきである。これにより法令上の課題を克服することができる。</p>		